

# 町職員の給与等のあらまし

積丹町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例により、町民の皆様にご理解をいただくため、平成27年度の職員の給与等の状況をお知らせします。

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

### ①採用と退職等の状況

| 区分    | 採用 | 離職          |      |    |     |
|-------|----|-------------|------|----|-----|
|       |    | 退<br>定<br>年 | 職    |    | 離職計 |
|       |    |             | 自己都合 | 免職 |     |
| 一般行政職 | 4人 | —           | 1人   | —  | 1人  |
| 技能労務職 | —  | —           | —    | —  | —   |
| 医療職   | —  | —           | —    | —  | —   |
| 計     | 4人 | —           | 1人   | —  | 1人  |

### ②職員数の状況（各年度4月1日）

| 区分   | 27年度 | 28年度 | 対前年比増減数 |
|------|------|------|---------|
| 一般会計 | 63人  | 62人  | △1人     |
| 特別会計 | 6人   | 6人   | 0人      |
| 計    | 69人  | 68人  | △1人     |

注）町職員の定数は条例で上限が定められており、その総数は、96人となっています。

## 2. 職員の人事評価の状況

積丹町職員の人事評価実施規程（平成28年訓令第4号）により平成28年4月1日より実施

## 3. 人件費等の状況

### ①人件費の状況（全会計決算見込）

| 区分   | 人口     | 歳出額 A       | 実質収支      | 人件費 B（人件費率B/A）   |
|------|--------|-------------|-----------|------------------|
| 27年度 | 2,229人 | 4,224,669千円 | 137,431千円 | 646,283千円（15.2%） |
| 26年度 | 2,303人 | 3,584,875千円 | 178,584千円 | 613,452千円（17.1%） |

注1）人件費は、職員に支給される給料や諸手当のほかに、使用者が負担する共済費などの費用の合計をいいます。（特別職・議員・委員の報酬等も含まれます。）

注2）人口は各年度の3月31日に住民基本台帳に記載されているものです。

注3）実質収支とは、歳入歳出の差引額から、翌年度に繰り越すべき財源を控除した額をいいます。

### ②一般行政職平均給料等

| 区分     | 平成27年    | 平成28年    |
|--------|----------|----------|
| 平均給料月額 | 307,100円 | 313,500円 |
| 平均年齢   | 40歳6月    | 41歳8月    |

注）各年4月1日現在

### ③職員給与費の状況（全会計決算見込）～各年度中の採用者、退職者を含む～

| 区分   | 職員数 A | 給与費       |          |          |           | 一人当たりの給与費（B/A） |
|------|-------|-----------|----------|----------|-----------|----------------|
|      |       | 給料        | 職員手当     | 期末・勤勉手当  | 計 B       |                |
| 27年度 | 69人   | 251,708千円 | 43,837千円 | 94,245千円 | 389,790千円 | 5,649千円        |
| 26年度 | 67人   | 240,701千円 | 41,010千円 | 90,973千円 | 372,684千円 | 5,562千円        |

### ④初任給及び経験年数別平均給料月額（各年度4月1日現在）

| 区分         | 初任給 | 経験年数       |            |            |          |
|------------|-----|------------|------------|------------|----------|
|            |     | 10年以上15年未満 | 15年以上20年未満 | 20年以上25年未満 |          |
| 28年度 一般行政職 | 大学卒 | 176,700円   | 254,300円   | 343,800円   | 377,200円 |
|            | 高校卒 | 144,600円   | 256,100円   | 288,700円   | 346,200円 |
| 27年度 一般行政職 | 大学卒 | 174,200円   | 250,200円   | 335,000円   | 377,200円 |
|            | 高校卒 | 142,100円   | 252,000円   | 286,000円   | 341,200円 |

### ⑤職員手当の状況（平成28年4月1日現在）

| 手当名      | 内容  |
|----------|---|
| 扶養手当（月額） | ①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 2人目から1人6,500円<br>③15歳に達する日以後の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までにある子1人5,000円加算 |
| 住居手当（月額） | ①家賃の月額が12,000円を超える借家等の場合 家賃の月額に応じて27,000円を限度に支給   |
| 通勤手当（月額） | ①交通機関利用者 運賃の額55,000円までは全額支給<br>②自動車等使用者 通勤距離に応じて2,000円から31,600円の範囲で支給                           |
| 特殊勤務手当   | ポイラー等管理手当（10月～4月まで月額支給） 4,000円  |
| 時間外勤務手当  | 正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員に支給  |

| 手当名     | 内 容  |            |           |          |  |
|---------|--|------------|-----------|----------|--|
| 寒冷地手当   | 11月から3月まで月額支給<br>①世帯主（扶養親族あり）23,360円 ②世帯主（扶養親族なし）13,060円 ③世帯主以外 8,800円 |            |           |          |  |
| 期末・勤勉手当 | 区分   | 期末手当       | 勤勉手当      | 計        | 備考<br>※職階の区分に応じて加算措置あり<br>国の基準4.20月分 加算措置有 |
|         | 6月期  | 1.225月分    | 0.8月分     | 2.025月分  |  |
|         | 12月期   | 1.375月分    | 0.8月分     | 2.175月分  |  |
|         | 合計   | 2.6月分      | 1.6月分     | 4.2月分    |  |
| 退職手当    | 区分   | 勤続20年      | 勤続25年     | 勤続35年    | 最高限度                                       |
|         | 自己都合   | 20.445月分   | 29.145月分  | 41.325月分 | 49.59月分                                    |
|         | 定年   | 25.55625月分 | 34.5825月分 | 49.59月分  | 49.59月分                                    |

⑥特別職の給料等（平成28年4月1日現在）

| 区分  | 給料月額     | 期末手当         | 備考     |
|-----|----------|--------------|--------|
| 町長  | 650,000円 | 6月期 2.025月分  | 加算措置：有 |
| 副町長 | 560,000円 | 12月期 2.175月分 |        |
| 教育長 | 530,000円 | 合計 4.20月分    |        |

⑦議会議員の報酬等（平成28年4月1日現在）

| 区分    | 報酬月額     | 期末手当       |
|-------|----------|------------|
| 議長    | 260,000円 | 6月期 1.8月分  |
| 副議長   | 200,000円 | 12月期 1.9月分 |
| 常任委員長 | 180,000円 | 合計 3.7月分   |
| 議員    | 170,000円 | 加算措置：有     |

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（平成28年1月1日現在）

①勤務時間（標準的なもの）

| 1週間の勤務時間 | 開始時間     | 終了時間     | 休憩時間        |
|----------|----------|----------|-------------|
| 38時間45分  | 午前 8時30分 | 午後 5時15分 | 正午～午後 1時00分 |

②年次有給休暇の取得状況

（平成27年1月～12月）

| 総付与日数<br>A | 総取得日数<br>B | 全対象<br>職員数C | 平均取得<br>日数B/C | 消化率<br>B/A |
|------------|------------|-------------|---------------|------------|
| 2,568日     | 554日       | 68人         | 8.1日          | 21.6%      |

③病欠休暇の取得状況

（平成27年1月～12月）

| 取得職員数<br>A | 取得日数<br>B | 一人当たりの<br>取得日数B/A |
|------------|-----------|-------------------|
| 6人         | 58日       | 9.6日              |

5. 職員の休業に関する状況

| 区分      | 人数 |
|---------|----|
| 育児休業    | —  |
| 部分休業    | —  |
| 育児短時間勤務 | —  |

6. 分限及び懲戒処分状況

①分限処分

| 区分 | 休職 | 降任 | 免職 |
|----|----|----|----|
| 人数 | —  | —  | —  |

②懲戒処分

| 区分 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 |
|----|----|----|----|----|
| 人数 | —  | —  | —  | —  |

7. 職員サービスの状況

サービスの根本基準として、全ての職員は「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力をあげて専念しなければなりません。

町では「服務規程」に基づき、職員一人一人が法令の遵守など服務規律の保持に努めています。平成27年度は服務義務違反はありませんでした。

8. 職員の退職管理の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の6第1項の規定に基づき、平成28年4月1日から退職管理の適正を確保するため、「再就職者による現職職員への働きかけ規制」等が導入されました。このため、法の規定に基づき適正な退職管理に努めています。

9. 職員の福利厚生及び利益の保護の状況

①職員健康診査受診者数 37名

②職員の福利厚生のための各種団体の設置状況

●北海道市町村職員共済組合

| 事業の種類  | 事業内容                                 |
|--------|--------------------------------------|
| 短期給付事業 | 組合員とその家族の病気・けが・出産・死亡などの事故に対して、給付する事業 |
| 長期給付事業 | 組合員が退職した時の年金給付などの事業                  |
| 福祉事業   | 組合員とその家族の福祉と健康の増進を図るための事業            |

●北海道市町村職員福祉協会

| 事業の種類  | 事業内容                                    | 公費負担              |
|--------|---|-------------------|
| 医療給付事業 | 退職会員等が自己負担として支払った医療費の給付、入院見舞金、死亡弔慰金の支給等 | 平成27年度実績<br>200千円 |
| 貸付事業   | 一般資金、育成資金の貸付等                           |                   |
| 福利厚生事業 | 入院一時金、出産祝金、宿泊施設利用助成等                    |                   |

③職員の利益の保護の状況

職員は公平委員会に対して、給与・勤務時間・その他の勤務条件に関する措置の要求や不利益な処分についての不服申立を行うことが出来ます。

公平委員会では要求を審査したり、不服申し立てに対する裁決を行うなどの必要な措置を執ります。平成27年度は、措置の要求及び不服申立はありませんでした。

10. 研修の状況

| 研修内容              | 受講者数 |
|-------------------|------|
| 職場外一般研修（新規採用基礎研修） | 3人   |
| 職場外一般研修（初級研修）     | 2人   |
| 職場外専門研修（実務研修）     | 38人  |
| 職場外専門研修（その他）      | 1人   |

11. その他

議会、選挙管理委員会、監査委員、教育委員会、農業委員会に係る人事行政の運営状況は、上記の数値等に含まれています。

町内会・自治会による「ゴミポスト更新」事業

野塚町内会・神岬自治会

今回は、野塚町内会の『野塚町の自然と景観を守るゴミポスト更新事業』と、神岬自治会の『神岬町のきれいなまちづくりとマナーを守る「ゴミポスト更新事業」』の2事業を紹介します。



▲更新されたゴミポスト

美国・婦美地区以外の地区では、各家庭が分別して出したゴミを各町内で自主設置したゴミポストへ集積しています。この従来の鉄製のゴミポストは特に海岸に面した両地区では塩害による腐食が早く、損壊した部分を修理しながら使用を続けてきました。

また、ゴミポストはその多くが観光客の目に留まりやすい国道沿いに設置されており、街の景観を保つためにもその更新が待ち望まれていました。

そこで、野塚自治会では平成25年度から3年間でゴミポスト23基を更新（総事業費160万3,854円、うち補助金148万6千円）、神岬自治会では平成26年度に8基を更新（総事業費57万4,668円、うち補助金50万円）しました。

更新されたゴミポストは、塩害に強いポリエチレン製で腐食の心配が無いだけでなく、軽量で、蓋の開閉が容易になり、高齢者への負担の軽減や景観にも優れ、さらには自治会・町内会名が記載されているため、観光客等による不法投棄の抑止効果もあるとのことでした。

野塚町内会副会長の土井清輝さんは、「錆びの心配が無くなり、蓋の操作も楽になったほか、軽量化により、除雪の際に移動させることが容易になりました。」、神岬自治会長の野宮靖夫さんは「景観がとてよくなつたと、自治会の皆さんからも喜びの声を聞いています。」と、自治会・町内会の主体的な取組で実現した「きれいなまちづくり」参画への意欲を語っていました。

特別養護老人ホーム「ゆうり」併設

浴場「いこい」 9月12日(月)オープン!!

社会福祉法人よいち福祉会が地域住民への公益事業として行う、積丹町地域密着型特別養護老人ホーム「ゆうり」に併設した公衆浴場の運営が9月12日から開始されます。

なお、この浴場のオープンにより、エイジングステーションやすらぎでの浴室代替利用の特別措置は廃止されます。

場 所： 積丹町大字美国町字大沢326-1 (ゆうり内)

営業日： 月曜日・水曜日・金曜日(週3日・祝日は休み)

営業時間： 午後3時～午後7時(受付は午後6時20分まで)

入浴料金：

| 区分            | 料金   |
|---------------|------|
| 大人(12歳以上)     | 440円 |
| 中人(6歳以上12歳未満) | 140円 |
| 小人(6歳未満)      | 70円  |

(注)料金は道公衆浴場入浴料金の統制額によるものです。

【問合せ先】

積丹町地域密着型特別養護老人ホーム「ゆうり」

TEL 48-5201

